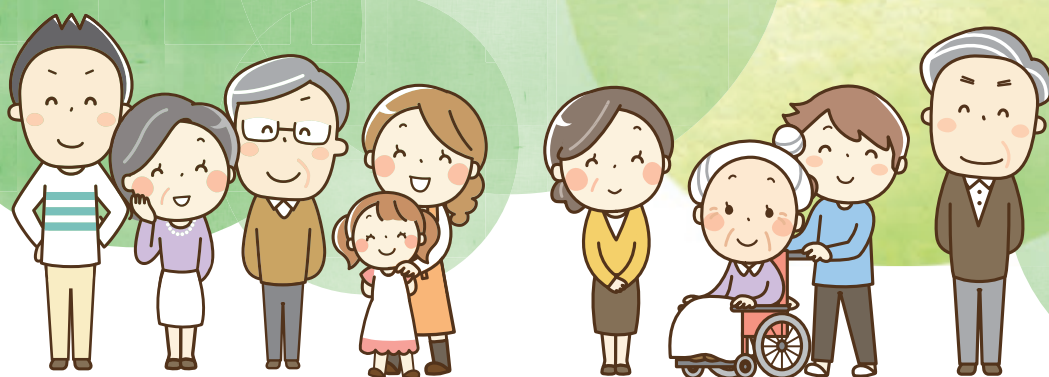


第8次なは高齢者プラン

〈那覇市高齢者保健福祉計画(令和3年度改定)及び介護保険事業計画(第8期)〉

概要版

高齢者がいきいきと、
支えあいのある地域の中で、安心して暮らせるまち



令和3年3月
那 覇 市

「なは高齢者プラン」とは？

第8次なは高齢者プラン策定の背景と目的

我が国の高齢化は他国に例のないスピードで進んでおり、既に国民の3割弱が高齢者です。将来推計によると、令和7(2025)年には団塊の世代が75歳以上となり、さらに令和22(2040)年には団塊ジュニア世代が65歳以上となるなど、今後も高齢化が進行し、高齢者の一人暮らしや認知症の増加、介護の担い手の確保が課題となることが予測されています。

本市の高齢化率は現時点では全国平均に比べて低い水準に留まりますが、着実に進んでおり、今後は全国と同様の課題が発生することが見込まれます。

「なは高齢者プラン」(那覇市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画)は、このような状況を踏まえて、本市における地域包括ケアシステムの深化・推進を図るための計画として、関連する高齢者保健福祉施策等を定めるものです。

「地域包括ケアシステム」とは？

高齢者が、重度な要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことができるよう、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「生活支援」を一体的・包括的に提供していく仕組みのこと。

⇒那覇市の地域包括ケアシステムの目指す姿は7・8ページ参照

なは高齢者プラン

老人福祉計画

すべての高齢者のための計画
(高齢者に係る保健福祉施策の方針)



介護保険事業計画

介護や支援が必要な
高齢者等のための計画
(介護保険の事業量見込み等)



計画策定の根拠

「なは高齢者プラン」は、老人福祉法(第20条の8)と介護保険法(第117条)に基づき、「市町村老人福祉計画」と「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定する計画であり、本市の高齢者に係る保健福祉施策の方針や、介護保険の事業量見込み等を定めています。

計画期間

本計画は介護保険法の規定により3年ごとに見直しを行うこととなっており、「第8次なは高齢者プラン」は令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間の計画です。

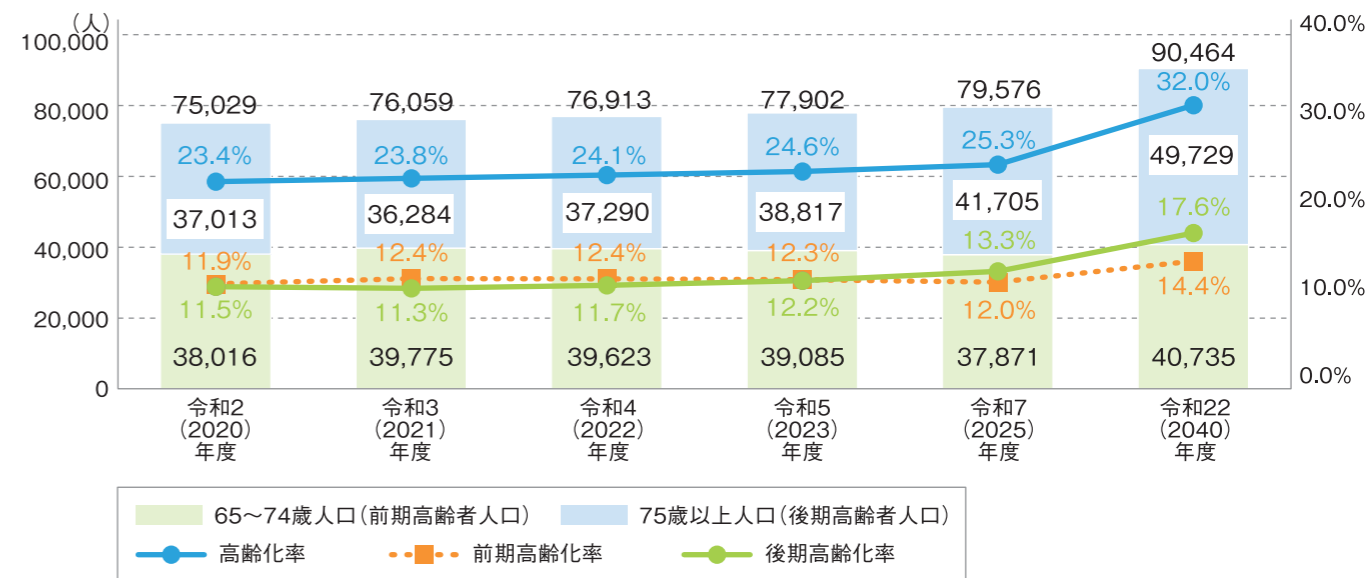
ただし、中長期的な視点にたって地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、令和7(2025)年、さらに先の令和22(2040)年の人口構造等も見据えつつ、計画内容を検討しました。

	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和22 (2040) 年度	
	第6次プラン				第7次プラン			第8次プラン			第9次プラン		
団塊の世代	65歳～								75歳～				90歳～
団塊ジュニア世代													65歳～

那覇市の高齢者の現状と将来見通し

高齢者人口の将来推計

本市の高齢者人口(65歳以上)は、令和2(2020)年10月1日現在75,029人(高齢化率23.4%)ですが、今後も増加が続き、令和5(2023)年度には77,902人(高齢化率24.6%)、令和22(2040)年度には団塊ジュニア世代が65歳以上となるため9万人を超える見込みです(高齢化率32.0%)。高齢者の内訳をみると、今後は75歳以上の伸びが顕著であり、令和5(2023)年度には75歳以上が38,000人を超え、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年度には41,700人、令和22(2040)年度には49,700人に達すると見込まれます。

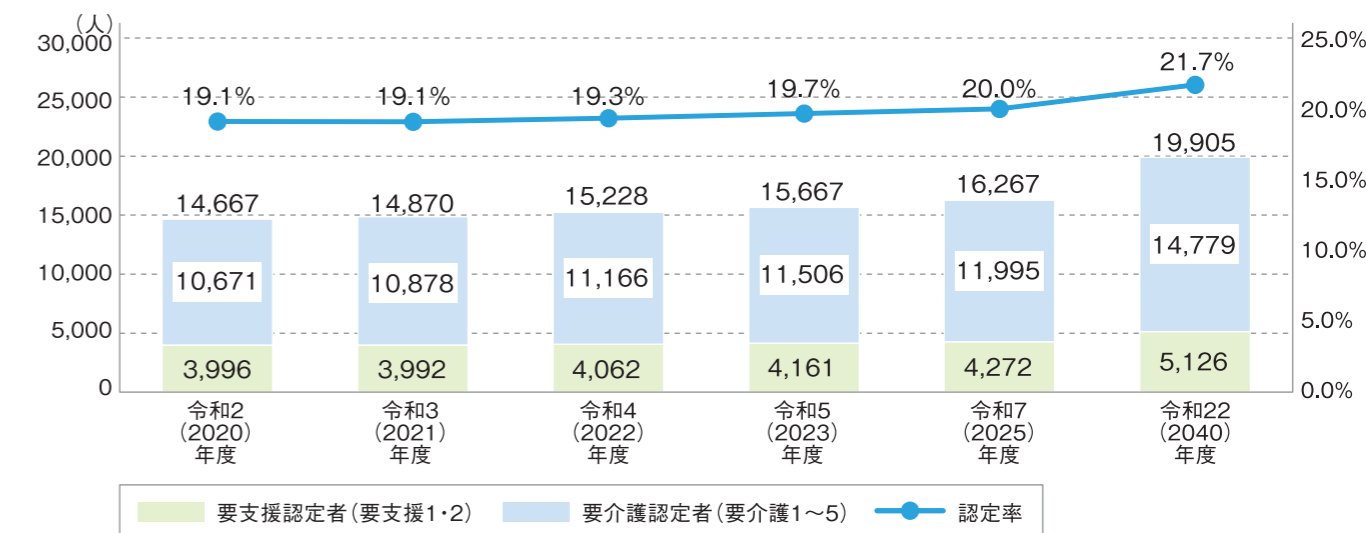


※令和3(2021)年度以降は推計値

要介護(要支援)認定者数の将来推計

本市の要介護(要支援)認定者数は、今後の高齢化の進行、特に75歳以上の後期高齢者の増加の影響により、増加傾向で推移することが予測されます。

認定者総数は令和4(2022)年度に15,000人を超え、令和22(2040)年度には約2万人となり、認定率(第1号被保険者数[高齢者人口]に占める第1号被保険者の認定者数の割合)も20%を超えて高齢者の2割強が認定者となることを見込まれます。



※令和3(2021)年度以降は推計値

計画の基本理念・基本目標・重点施策

▶ 計画の基本理念

人生100年時代の到来が予測されるなか、今後は、高齢者がいきいきと活躍でき、健やかに暮らせるまちづくりがより一層重要になると考えられます。このような認識に基づき、本計画（第8次プラン）の基本理念を「高齢者がいきいきと、支えあいのある地域の中で、安心して暮らせるまち」とし、市民や地域の関係団体等との協働のもと、地域包括ケアシステムの深化・推進を中心に、各種高齢者保健福祉施策を推進していきます。

基本
理念

高齢者がいきいきと、支えあいのある地域の中で、安心して暮らせるまち

▶ 基本目標

「基本理念」及び「地域包括ケアシステムの目指す姿」の実現に向けて、3つの基本目標を設定します。

基本目標 ① いきいきと自立した生活のために

生きがいを持ち、健やかに暮らすことは全ての人の願いです。高齢者が積極的に社会参加し、自分自身にあった生きがいを見つけることができるよう、**就労を含めた生きがいづくり活動への支援**を行うとともに、全ての市民が生涯を通じて健康でいきいきとした暮らしを送ることができるよう、**若年期からの健康づくりへの支援**を充実します。

高齢者ができる限り介護や支援を必要とする状態にならないよう、**介護予防・日常生活支援総合事業のさらなる推進**を図ります。更に、高齢者の自立生活を支えるため、**在宅福祉サービスや住まい等の身近な生活環境の充実**を進めます。



基本目標 ② 支えあう地域づくりのために

高齢者ができる限り住み慣れた地域で、周囲の人々と関わりを持ち、支えあいながら、その人らしい生活を送ることができるよう、**地域の支えあい活動を推進**していくとともに、**身近な地域での相談支援の充実**に取り組みます。

また、医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた自宅や地域で療養することができるよう、**在宅での医療と介護の連携を強化**していくとともに、**認知症に対する取り組みの推進や権利擁護の充実**を図ります。

あわせて、**災害や感染症対策等の高齢者の安全を守る取り組みを推進**し、高齢者が安心して暮らすことのできる支えあう地域づくりを進めます。



基本目標 ③ 安心できる介護保険サービスのために

介護保険サービスを利用する方が安心して必要とするサービスを受けることができるよう、**サービスの種類・量の充実及び適正化**を図ります。あわせて、サービスの担い手である**介護人材の育成・確保や業務効率化の支援**に着手し、将来にわたって安定的に質の高いサービスを提供し続けられるサービス基盤づくりに取り組みます。

その他、介護保険の周知や要介護状態の軽減・重度化防止に向けた取り組みなど、**介護保険事業の適正な運営に係る取り組み**を進めます。



▶ 重点施策

本市の課題を解決するための様々な取り組みの中で、特に重点的に取り組む施策は次のとおりです。

① 地域包括ケアシステムの深化・推進

本市では、今後も高齢者の増加が見込まれている中、高齢者ができるだけ住みなれた地域で日常生活が送れるよう、日常生活圏域の中で医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を包括的に行う地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、**住民主体による介護予防活動の充実、住まいの確保、地域での見守りネットワークづくりをはじめ、地域包括支援センター・地域ケア会議の充実**を図ります。

あわせて、看取りも含めた医療・介護ニーズの高まりに対応していくため、引き続き**在宅医療・介護に係る体制の充実**に取り組みとともに、**地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保**に向けた取り組みを進めます。



② 介護予防・重度化防止の推進

本市は、認定者に占める要介護3以上の重度者の割合が高い傾向にあります。要介護状態の原因となる生活習慣病患者が多いことから、**若年期からの生活習慣病予防や、介護予防及び重度化防止に引き続き取り組む必要**があります。そのため、**若年期からの健康づくり支援として特定健診・保健指導の充実強化**に取り組みとともに、**すべての高齢者を対象とした住民主体による介護予防活動や生活支援等の推進**を図り、あわせて要介護（要支援）認定者に対して**重度化防止につながる適切なサービスが提供されるよう、ケアプラン点検等の取り組み**を進めます。



③ 認知症の方やその家族を支える取り組みの推進

本市は、高齢化の進行とともに認知症高齢者の増加が見込まれています。認知症状への対応について不安を感じる介護者も多いことから、**認知症の方とその家族が安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、引き続き認知症の方とその家族を支える総合的な取り組みを進めていくことが必要**です。

そのため、**認知症初期集中支援チームによる早期からの支援をはじめ、認知症の方や家族に対する居場所づくりや支援、地域で支える認知症サポーターの養成・育成と活動支援**に取り組みます。また、**認知症高齢者の虐待防止及び権利擁護のための取り組みや認知症に特化した介護保険サービスを推進**していきます。



④ 適正な運営による介護保険事業の推進

本市では、受給者一人あたりの給付月額が高い傾向にあります。介護給付の適正化を図ることは、**介護給付費や介護保険料の増大を抑制**するとともに、持続可能な介護保険制度に資することに加え、**利用者の要介護状態に合わせ適切な介護サービスを提供**することにつながります。

そのため、引き続き**介護保険事業の適正な運営に係る取り組みとして、介護保険サービス事業所への指導・監査等や、レセプト点検の実施等による適正利用の促進**を図ります。



【基本理念】高齢者がいきいきと、支えあいのある地域の中で、安心して暮らせるまち

基本目標	施策の方向	施策	事業
いきいきと自立した生活のために 〈基本目標①〉	1. 生きがい活動支援の充実	(1) 生涯学習環境の充実 (2) ボランティア活動や地域活動等への参加促進	1) 学習・余暇活動の充実 4) 高齢者活動団体等への支援・連携 1) ボランティア活動や地域活動への参加促進 2) スポーツ・レクリエーション活動の推進 5) 公共施設の利用促進 3) 各種講座等の情報提供の充実
	2. 就労支援の充実	(1) 生きがい就労の充実 (2) 就労創出への支援	1) 生きがい就労の充実 1) 就職相談・情報提供等の充実 2) 就労につなげる能力の向上 3) 事業所への情報提供
	3. 若年期からの健康づくり支援の充実	(1) 健康診査等の充実 (2) 健康相談・教育の充実 (3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	1) 特定健診・保健指導等の充実強化★ 4) 長寿健診の実施 1) 健康相談事業等の実施 1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施★ 2) がん検診の実施 5) 一般健康診査の実施 2) 健康情報の提供 3) 高齢者に対する予防接種の実施 3) 地域の主体的な健康づくりへの支援
	4. 介護予防・生活支援の充実	(1) 高齢者の実態把握 (2) 一般介護予防事業の充実 (3) 介護予防・生活支援サービス事業の充実 (4) 介護予防ケアマネジメントの実施	1) 介護予防把握事業の実施 1) 介護予防普及啓発事業の充実★ 1) 訪問型サービスの充実 1) ケースに応じた介護予防ケアマネジメントの実施★ 2) 地域介護予防活動支援事業の充実★ 2) 通所型サービスの充実 3) 地域リハビリテーション活動支援事業の充実★ 3) 生活支援コーディネーター・協議体の活動等の充実★
	5. 在宅生活支援の充実	(1) 在宅サービスの充実 (2) 家族介護支援の推進 (3) 移動支援の実施	1) 軽度生活援助事業 4) 老人福祉電話設置事業 7) 高齢者祝状の贈呈 1) 介護用品支給事業 1) 福祉バス運行事業 4) 通院支援サービス等の実施 2) 食の自立支援事業 5) 緊急通報システムの設置 2) 家族介護慰労事業 2) 公共交通機関の利用促進・利便性の向上 3) アシスト収集事業 6) ふれあいコール事業 3) 家族介護者に対する情報提供等の実施 3) 高齢者公共交通割引制度
	6. 住まいの充実	(1) 高齢者の住まいの安定的な確保 (2) 高齢者に配慮した住環境の充実 (3) 施設への措置入所	1) 公営住宅におけるバリアフリー住戸の整備促進 1) 福祉のまちづくり条例の普及啓発 1) 老人福祉施設等への措置 2) サービス付き高齢者向け住宅等の民営借家の活用★ 2) 安全・安心で快適な道路整備 3) 有料老人ホーム等の把握及び情報提供
支えあう地域づくりのために 〈基本目標②〉	1. 地域支えあい活動の推進	(1) 地域づくりの支援充実 (2) 地域人材の育成・支援 (3) 地域におけるネットワークの強化 (4) 地域ケア会議による地域支援体制の充実 (5) 地域共生社会実現に向けた体制整備への取り組み	1) 地域活動団体等の育成・支援 1) リーダー及びボランティアの育成・支援 1) 地域との連携体制の確立・地域見守りネットワークづくり★ 1) 地域包括支援センターを中心とした地域課題への対応の推進★ 1) 他の福祉分野等と連携した包括的な支援体制の検討 2) 事業者等の参画促進 2) 地域ケア会議の充実・重層化★
	2. 総合相談支援の充実	(1) 総合相談体制の充実 (2) 介護者への支援	1) 適切な相談対応及び支援の推進 1) 介護に関する相談と情報提供 2) 相談協力員との連携
	3. 認知症対策の推進	(1) 認知症ケアの充実 (2) 本人及び家族への支援 (3) 認知症に対する普及啓発 (4) 認知症予防の推進	1) 認知症地域支援推進員の設置 4) 認知症に関する専門職種との連携強化 1) 患者・家族会等との連携・支援 4) 認知症の方の介護者への支援★ 1) 認知症市民講演会の開催 1) 認知症予防教室の充実 2) 標準的な認知症ケアパスの周知啓発及び活用 5) 認知症による道迷い等の早期発見体制整備★ 2) 認知症の方や家族の居場所づくりの支援★ 3) 認知症専門相談の実施 3) 認知症サポーターの養成・育成と活動促進★
	4. 権利擁護の推進	(1) 虐待防止に関する取り組みの充実 (2) 成年後見制度等の利用促進 (3) 消費者被害の防止	1) 高齢者虐待防止ネットワークの強化等、虐待防止対策の充実★ 1) 成年後見制度の有効活用に向けた取り組みの充実 1) 消費者被害の防止 2) 虐待や困難事例への適切な対応及び緊急一時保護の実施★ 2) 日常生活自立支援事業の利用促進
	5. 医療サービスの充実	(1) 医療サービスの充実	1) 地域医療連携に向けた機能分担の推進 2) 医療情報等の共有化の検討 3) 那覇市立病院の充実
	6. 在宅医療・介護連携の充実	(1) 在宅医療及び介護連携の体制づくり支援 (2) 在宅医療・介護連携の質の向上 (3) 在宅医療に関する普及啓発	1) 在宅医療、介護・福祉サービスの体制づくり★ 1) 在宅医療、介護連携に関する研修の実施 1) 在宅医療・介護連携に関する相談体制の充実★
	7. 交通安全・防犯・防災・感染症対策の充実	(1) 交通安全・防犯対策 (2) 防災・感染症対策の充実	1) 交通安全対策 1) 災害時における避難・支援体制の充実 2) 防犯対策 2) 介護施設での防火・防災対策の促進 3) 感染症対策の充実
安心して暮らせる介護保険サービスのために 〈基本目標③〉	1. 介護保険サービスの充実	(1) 居宅サービスの充実促進 (2) 施設サービスの適正利用及び充実促進 (3) 地域密着型サービスの充実促進	1) 事業所との連携★ 1) 適正な利用の促進 1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 4) 認知症対策型共同生活介護(グループホーム)★ 7) 看護小規模多機能型居宅介護 2) 適正な住宅改修の促進 2) 介護医療院の整備等 2) 認知症対策型通所介護★ 5) 地域密着型特定施設入居者生活介護 8) 地域密着型通所介護 3) 共生型サービスの導入促進★ 3) 特定施設入居者生活介護 3) 小規模多機能型居宅介護 6) 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
	2. 介護人材の育成・確保やサービスの質の向上、業務効率化の促進	(1) 介護人材の育成・確保の仕組みづくり (2) サービスの質の向上の促進 (3) 介護業務の効率化の促進	1) 介護人材の確保★ 1) 事業所・介護職員等に対する研修の充実 1) 事業所での業務効率化の促進 2) 介護業界・介護職に関するPR支援 2) サービスの質の向上に向けた事業所の取り組み支援★ 2) 行政手続き等に関する負担軽減
	3. 適正な運営による介護保険事業の推進	(1) 介護保険事業の周知徹底 (2) 要介護認定の適正化・介護保険サービス事業所の指導監査 (3) 要介護状態の軽減・重度化防止に向けた取り組み	1) 説明会等による情報提供・周知★ 1) 要介護認定の適正化 1) 多職種連携によるケアプラン点検の実施★ 2) 事業所への指導・監査等★ 2) 要介護認定者等に対するリハビリテーションの推進 3) 適正利用の促進★

★印は重点施策 ★= **重点施策1** 地域包括ケアシステムの深化・推進 ★= **重点施策2** 介護予防・重度化防止の推進 ★= **重点施策3** 認知症の方やその家族を支える取り組みの推進 ★= **重点施策4** 適切な運営による介護保険事業の推進

那覇市の地域包括ケアシステムの目指す姿

団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年までに那覇市が目指す地域包括ケアシステムの姿は以下の通りです。目指す姿は、令和7(2025)年を目途としつつも、さらにその先の令和22(2040)年も見据えつつ、整理しています。

《那覇市における地域包括ケアシステムの目指す姿》

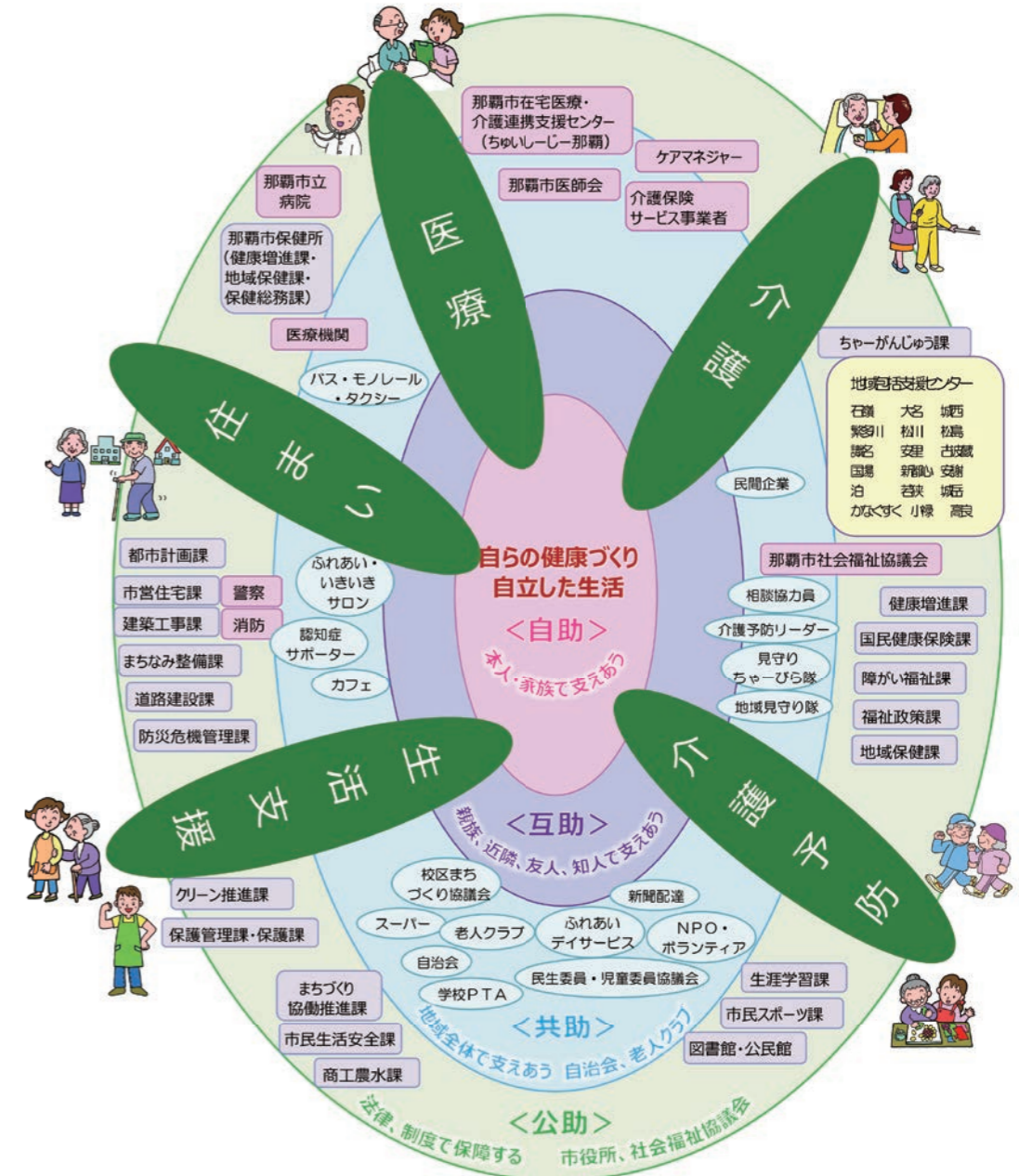
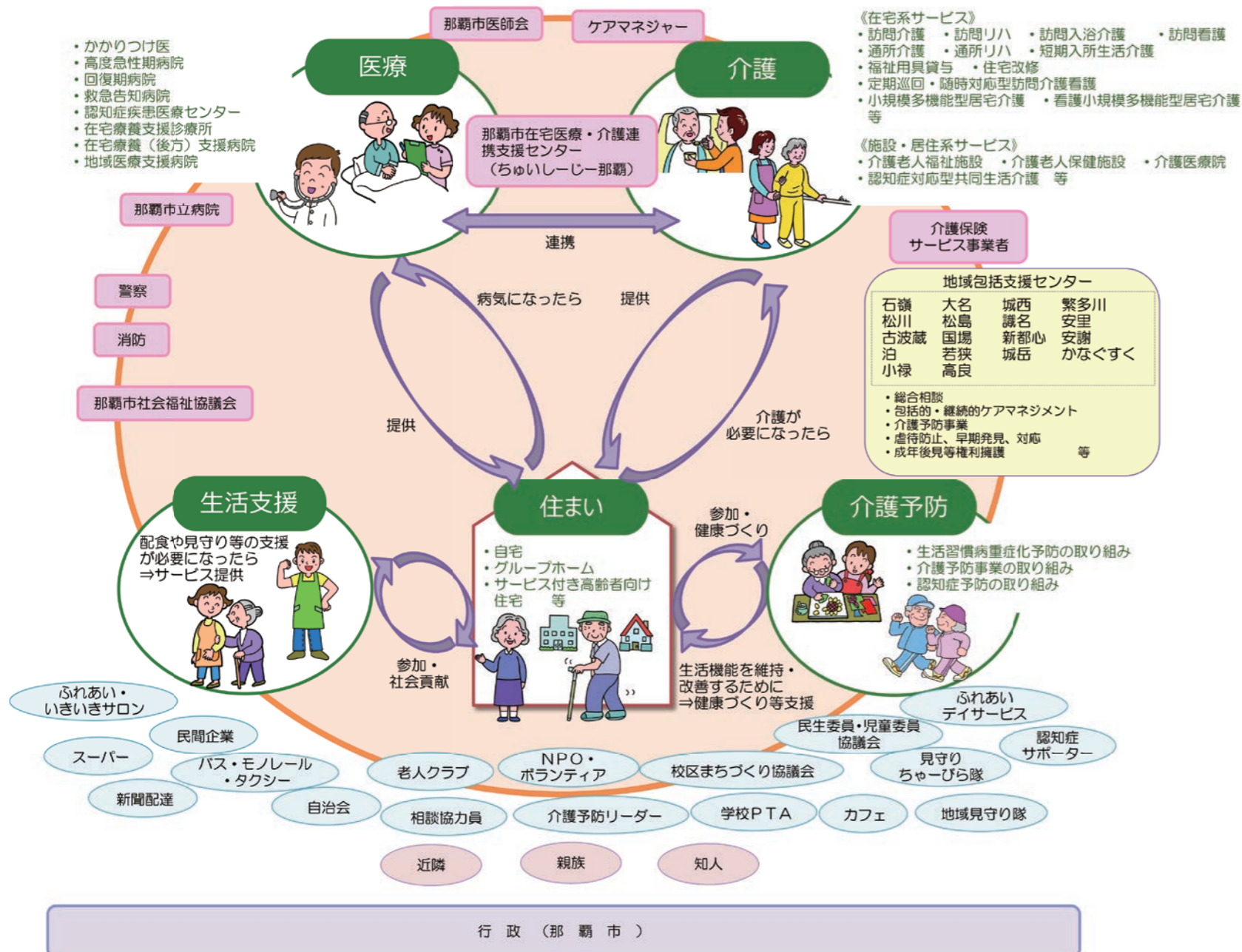
《那覇市における地域包括ケアシステム構築のための推進体制図》

主体的な行動による
自立生活の実現

支えあい・助け合いの
まちの実現

一体的な支援による
住み慣れた地域での
暮らしの実現

高齢者がいきいきと、支えあいのある地域の中で、安心して暮らせるまち



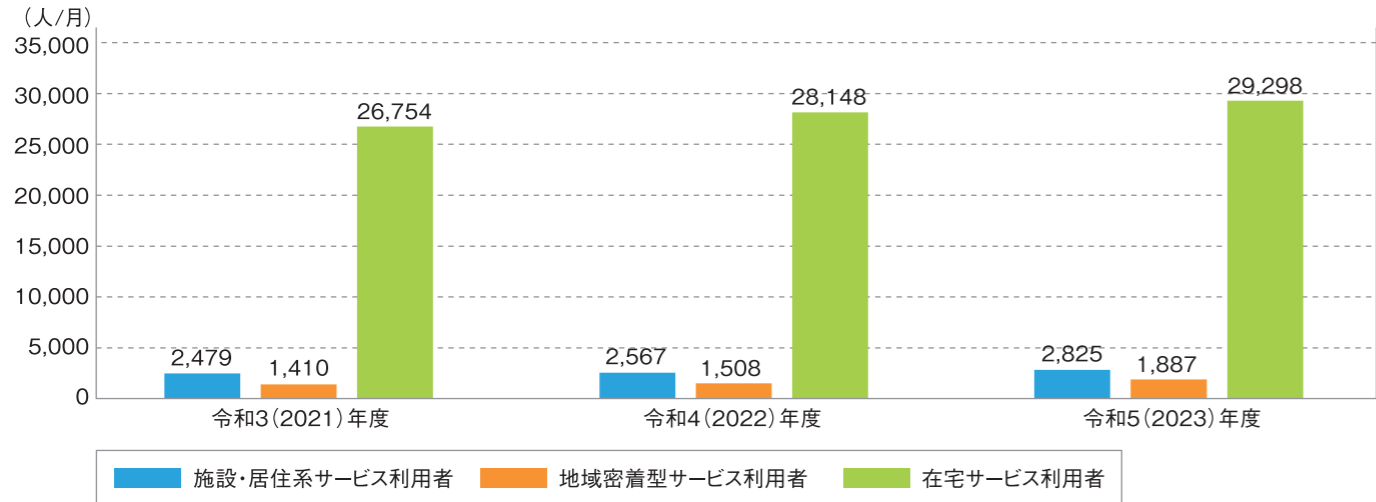
地域包括ケアシステムの構築に係る各主体が、自助・互助・共助・公助の位置づけのもと、それぞれの役割を果たし、かつ連携しつつ、目指す姿の実現に向けて取り組む

介護保険サービスの量の見込みと整備計画(令和3～5年度)

介護保険サービスの量の見込み

介護保険サービスの量については、これまでの各サービスの利用動向を踏まえつつ、介護離職防止等のために新たに必要となるサービスのニーズ等を勘案して、見込みました。

《介護保険サービスの利用者数の見込み(令和3～5年度)》(人/月)



※個別のサービスごとの利用者数の合計値

地域密着型サービス等の整備計画

サービスの量の見込みに応じて必要なサービスを提供できるよう、以下のサービスの整備を計画しています。

《地域密着型サービス等の整備計画(令和3～5年度)》

サービス名	実績値		計画値(新たに整備する数)		
	令和元(2019)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和3～5年度合計
特定施設入居者生活介護	6事業所	—	—	1事業所	1事業所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2事業所	—	—	2事業所	2事業所
認知症対応型共同生活介護 ※1ユニットは最大9名	26ユニット	2ユニット★	—	4ユニット	6ユニット
地域密着型特定施設入居者生活介護	3事業所	—	2事業所★	1事業所	3事業所
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	5事業所	1事業所★	1事業所★	5事業所	7事業所
看護小規模多機能型居宅介護	2事業所	—	—	3事業所	3事業所

※★印の計画値は、第7期計画(平成30～令和2年度)からの繰越分

第1号被保険者の介護保険料(令和3～5年度)

第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料は、介護保険法に基づき、計画期間中の介護保険サービスの量の見込み等を基に、算定します。

第8期計画期間(令和3[2021]～5[2023]年度)の保険料基準額は、準備基金から取り崩しを行ったこと等により、月額6,876円となりました。

また、本市では、所得段階別の保険料設定において、国の標準段階9段階から14段階に増やし、所得が1,000万円を超える高額所得者の負担割合を引き上げることによって低所得者の負担軽減を図っています。さらに、第1～3段階については介護保険法令等に基づき減額します。

《所得段階別第1号被保険者保険料(令和3～5年度)》

所得段階		保険料率	月額	年額	
第1段階	本人及び世帯全員が 市民税非課税 ・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者 ・本人年金収入額等が80万円以下の者	基準額×0.50	3,438円	41,256円	
第2段階	本人年金収入額等が80万円を超え120万円以下の者	基準額×0.75	5,157円	61,884円	
第3段階	本人年金収入額等が120万円を超える者	基準額×0.75	5,157円	61,884円	
第4段階	本人は市民税非課税だが、世帯員の中に市民税課税者がいる	本人年金収入額等が80万円以下の者	基準額×0.90	6,189円	74,268円
第5段階	本人年金収入額等が80万円を超える者	基準額×1.00	6,876円	82,512円	
第6段階	本人が市民税課税	前年の合計所得が120万円未満の者	基準額×1.12	7,702円	92,424円
第7段階	前年の合計所得が120万円以上210万円未満の者	基準額×1.25	8,595円	103,140円	
第8段階	前年の合計所得が210万円以上320万円未満の者	基準額×1.50	10,314円	123,768円	
第9段階	前年の合計所得が320万円以上400万円未満の者	基準額×1.60	11,002円	132,024円	
第10段階	前年の合計所得が400万円以上600万円未満の者	基準額×1.80	12,377円	148,524円	
第11段階	前年の合計所得が600万円以上1,000万円未満の者	基準額×2.10	14,440円	173,280円	
第12段階	前年の合計所得が1,000万円以上1,500万円未満の者	基準額×2.30	15,815円	189,780円	
第13段階	前年の合計所得が1,500万円以上2,000万円未満の者	基準額×2.40	16,503円	198,036円	
第14段階	前年の合計所得が2,000万円以上の者	基準額×2.50	17,190円	206,280円	

<減額する第1～3段階の負担割合と保険料>

所得段階		保険料率	月額	年額
第1段階	(対象者は同じ)	基準額×0.30	2,063円	24,756円
第2段階	(対象者は同じ)	基準額×0.50	3,438円	41,256円
第3段階	(対象者は同じ)	基準額×0.70	4,814円	57,768円

日常生活圏域とは？

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、医療や介護、生活支援サービスを適切に提供するために、地理的条件を勘案して、市の区域を区分したものです。

本市では、概ね徒歩30分以内に移動できる2つの小学校区を基準とした地域を日常生活圏域として設定し、全18圏域ごとに地域包括ケアシステムの拠点として地域包括支援センターを設置しています。

《日常生活圏域の概要》

令和2年4月1日現在

	日常生活圏域名	小学校区	地域	総人口(人)	高齢者人口(人)	高齢化率
1	石嶺	城東・石嶺	石嶺町2丁目・3丁目・4丁目	19,066	4,787	25.1%
2	大名	城北・大名	石嶺町1丁目、赤平町、儀保町、久場川町、平良町、大名町	15,080	4,288	28.4%
3	城西	城西・城南	池端町、大中町、金城町、寒川町、鳥堀町、当蔵町、桃原町、真和志町、山川町、赤田町、崎山町、汀良町	18,982	5,345	28.2%
4	繁多川	識名	繁多川、識名2丁目・3丁目	13,230	3,676	27.8%
5	松川	大道・松川	大道、松川、三原1丁目・2丁目	16,334	4,544	27.8%
6	松島	真嘉比・松島	末吉町、松島、真嘉比、古島	15,444	2,937	19.0%
7	識名	真和志・上間	字寄宮、寄宮3丁目、長田、三原3丁目、上間1丁目、識名1丁目・4丁目	15,048	3,748	24.9%
8	安里	壺屋・神原	安里、壺屋、牧志3丁目、樋川2丁目、寄宮1丁目・2丁目	17,088	5,074	29.7%
9	古波蔵	与儀・古蔵	与儀、古波蔵、樋川1丁目	18,269	4,593	25.1%
10	国場	仲井真・真地	国場、仲井真、真地、上間、字識名	25,189	4,991	19.8%
11	新都心	銘苺・天久	銘苺、天久1丁目・2丁目、おもろまち3丁目・4丁目	15,157	1,956	12.9%
12	安謝	安謝・曙	字天久、安謝[1丁目・2丁目含む]、曙、港町	16,517	3,684	22.3%
13	泊	泊・那覇	おもろまち1丁目・2丁目、上之屋、泊、久茂地、前島1丁目・2丁目、牧志1丁目・2丁目	19,597	4,194	21.4%
14	若狭	若狭・天妃	前島3丁目、松山、若狭、久米、辻、通堂町、西、東町	18,393	4,716	25.6%
15	城岳	城岳・開南	松尾、楚辺、壺川、旭町、泉崎	15,911	4,420	27.8%
16	かなぐすく	垣花・金城・さつき	奥武山町、山下町、垣花町、字鏡水、鏡原町、住吉町、当間、赤嶺、安次嶺、大嶺、金城、田原1丁目、高良3丁目、宇栄原1丁目・2丁目・3丁目	22,878	3,933	17.2%
17	小禄	小禄・小禄南	字田原、田原2丁目・3丁目・4丁目、字小禄、小禄1丁目・4丁目・5丁目	21,237	4,177	19.7%
18	高良	宇栄原・高良	小禄2丁目・3丁目、字宇栄原、宇栄原4丁目・5丁目・6丁目、字高良、高良1丁目・2丁目、具志、宮城	17,763	3,381	19.0%



《お問い合わせ先》

那覇市 福祉部 チャーがんじゅう課

住所：〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話：098-862-9010

FAX：098-862-9648